

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第二十二條 法第十三条第五項第五号の表の六の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品

目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- 三 その月の前月の委託手数料の種類、ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第二十条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

(卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件)

第二十三條 法第十三条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができることと見込まれること。
- 二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができることと見込まれること。

(地方卸売市場の認定の公示)

第二十四條 法第十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用、都道府県の公報への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(相対取引によることができる特別の事情がある場合)

第二十二條 法第三十五条第二項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- 五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者（法第三十六条第一項に規定する売買参加者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- 六 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- 七 法第三十七条ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に對して卸売をする場合

(せり売又は入札の方法によらなければならない特別の事情がある場合)

第二十三條 法第三十五条第三項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- 二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合)

第二十四條 法第三十七条ただし書の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は当該市場に出荷された生鮮食料品等が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとつて品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- 二 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
- 三 当該市場に係る開設区域（法第七条第一項の開設区域をいう。以下同じ。）内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合
- 四 当該市場に係る開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合